

資料 8

諮詢事項

耶馬日田英彦山国定公園(朝倉郡東峰村大字宝珠山)
における公園事業の変更について

2 自 第 号
令和 年 月 日

福岡県環境審議会会長 殿

福岡県知事
(環境部自然環境課)

耶馬日田英彦山国定公園（朝倉郡東峰村大字宝珠山）における公園事業の変更について（諮問）

自然公園法（昭和32年法律第161号）第9条第2項に基づき決定した公園事業を変更するにあたり、福岡県国定公園事業決定等取扱要領により、下記のとおり諮問します。

記

1 対象事業

耶馬日田英彦山国定公園における公園事業（岩屋園地）

2 諒問理由

国定公園計画に基づき整備する公園事業を執行するには、自然公園法第9条第2項の規定に基づき県知事が事業決定を行う。

なお、決定した事業の変更を行う場合には、福岡県国定公園事業決定等取扱要領第5の規定に基づき、決定の場合に準じて、福岡県環境審議会の意見を聴くよう同要領第7の規定で定められているため、諮問を行うもの。

（資料）

- ・ 耶馬日田英彦山国定公園事業変更決定書
- ・ <参考資料> 自然公園制度の概要

様式3

耶馬日田英彦山国定公園

事業変更書

福岡県告示第	号
年	月

事業 変更 事項	変更前	変更後
	国定公園事業の名称及び種類 岩屋(園地)	変更なし
	国定公園事業の位置 〔朝倉郡東峰村大字宝珠山〕 	変更なし
	国定公園事業の規模 区域面積 20.3 ha	区域面積 20.5 ha
	添付図面 位置図、区域詳細平面図	位置図、区域詳細平面図

参考事項	公園施設計画	園地	福岡県告示第549号 昭和54年4月12日
	規制計画	第2種特別地域	厚生省告示第232号 昭和45年7月1日
	国定公園事業者(予定)	東峰村	
備考	工種	コテージ7棟、バンガロー3棟、案内所2棟、園路741m	
		事業決定(昭和54年6月30日福岡県告示第978号)の変更	

耶馬日田英彦山国定公園事業決定調書

(事業名称：岩屋園地)

1. 国定公園事業の位置及びその周辺地域の現況

項目	内 容	備 考								
(1) 位置	<p>朝倉郡東峰村大字宝珠山（岩屋） 当該地は、耶馬日田英彦山国定公園の西部に位置し、英彦山地のひとつである釧路ヶ岳の南麓に位置している地域であり、第2種特別地域に指定されている。</p>									
(2) 公園計画の現況	<p>施設計画：園地 昭和54年4月12日 福岡県告示第549号 規制計画：第2種特別地域 昭和45年7月 1日 厚生省告示第232号</p>									
(3) 自然環境の現況	<p>(地形・地質・文化) 当該地付近一帯には、英彦山・釧路ヶ岳・大日岳一帯の火山活動と風化浸食によってできた安山岩質集塊岩の林立した奇岩群と窟群が形成されている。 (野生動植物) 当該地は、火山岩塊に生育する植物、英彦山系の標高の高い深山や尾根に群生を成している植物、明るい林道に生育している植物、平野部で一般的に見られる植物など多くの種類の植物で群落を形成しており、その中には県指定の天然記念物であるゲンカイツツジ、大イチヨウ、大ツバキの他、ツクシシャクナゲ、コバノミツバツツジなどがある。 生物は、イノシシ、ニホンジカ、タヌキ、アカギツネなどが生息しており、昆虫はモンシロチョウ、ヒメボタル、ウスバキトンボなどが生息している。</p>									
(4) 土地所有者	<p>(変更区域) 東峰村、私有地 (事業決定済区域) 東峰村、岩屋神社、私有地</p>									
(5) 権利制限関係等	水源かん養保安林、国指定重要文化財（境内社熊野神社本殿、岩屋神社本殿）、県指定天然記念物（宝珠山岩屋の大岩「權現岩/熊野岩/重ね岩/貝吹岩/鳥帽子岩/見晴岩/馬の首根岩」、大公孫樹、ゲンカイツツジ、オオツバキ）									
(6) 国定公園の利用の実態	<p>(当該事業の利用上の位置づけ) 当該地は、国指定重要文化財である岩屋神社を中心に生涯学習や学校教育における野外学習の場となっている。 また、近隣には日本の棚田100選に選ばれた竹地区の棚田や河川プールが人気の棚田親水公園があり、自然とふれあい、親しむことができる地域となっている。 利用者の利便性の向上を図るために、園地として維持管理を行う。 (事業地の利用者数及び主な利用形態) 年間利用者数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>調査年</th> <th>宿泊</th> <th>日帰り</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和元年</td> <td>6,800人</td> <td>300人</td> <td>7,100人</td> </tr> </tbody> </table> <p>※キャンプ場の利用者数から推計</p>	調査年	宿泊	日帰り	合計	令和元年	6,800人	300人	7,100人	
調査年	宿泊	日帰り	合計							
令和元年	6,800人	300人	7,100人							

2. 整備すべき施設の内容

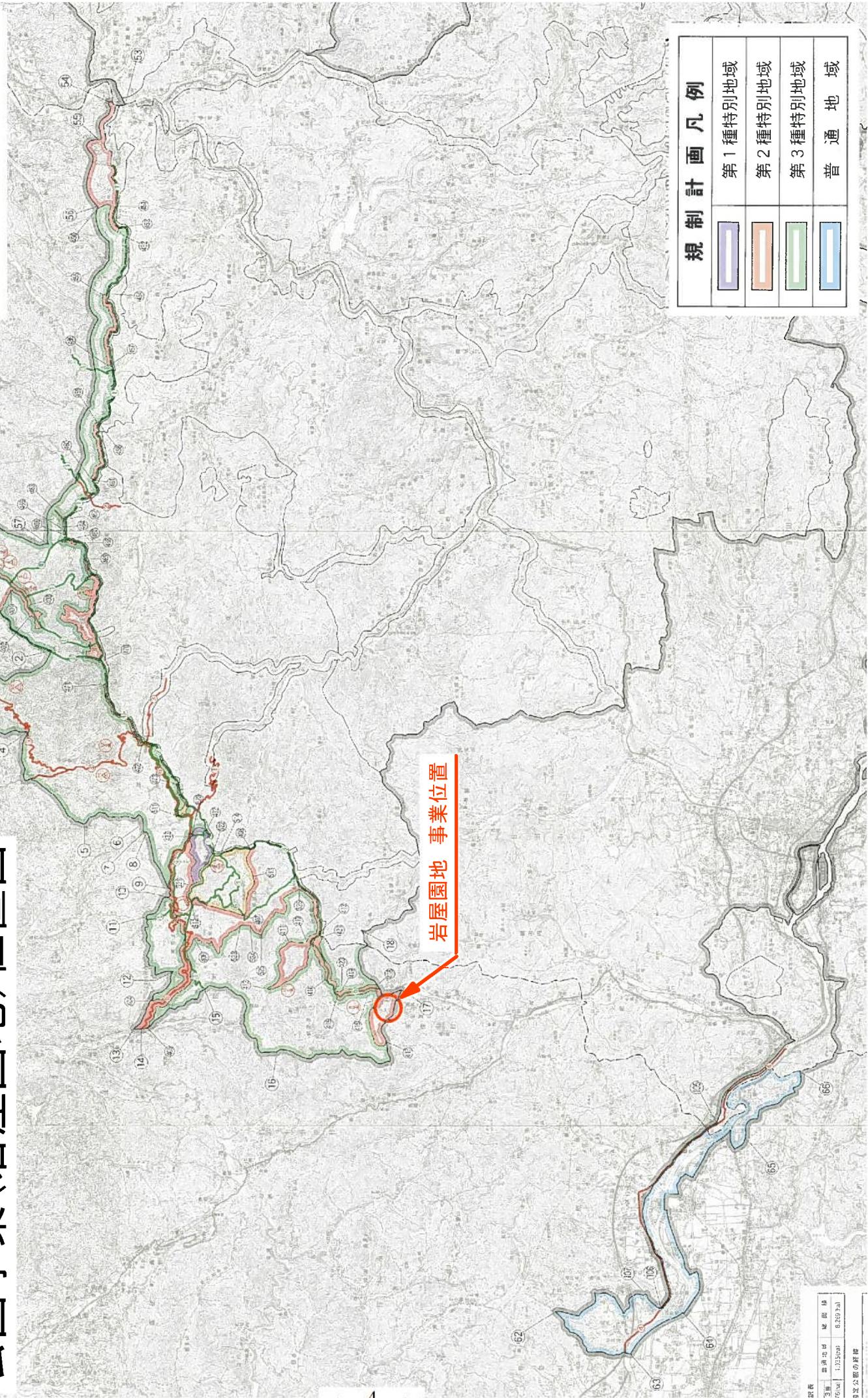
項目	内 容				備考
(1)整備計画	整 備 予 定 施 設				
	事業主体	公園施設の種類	規模 (変更後全体)	規模 (事業決定済)	規模 (変更)
東峰村	園地 コテージ バンガロー 案内所 園路	20.5 ha 7棟 256m ² 3棟 60m ² 2棟 351m ² 741m	20.3 ha 5棟 151m ² 3棟 60m ² 2棟 351m ² 741m	0.2 ha 2棟 105m ²	
(2)事業費	国定公園事業者名	令和3年度			総額
	東峰村	維持修繕費 1,000千円			1,000千円
(3)利用上の必要性及び効果	<p>当該地は、園路やキャンプ場が整備された園地である。 変更区域には、既設のコテージがあるが、公園事業の施設として維持管理をすることにより、園地としての魅力が増すことが期待される。 このため、特別地域にふさわしい環境を維持し、利用者に利便性の良い親しまれる園地として、一体的に維持管理を行うことにより利用促進を図る必要がある。</p>				

3. 環境影響予測及び自然環境保全のための対策

項目	内 容	備 考
(1)自然環境等に与える影響の予測	当該計画は、すでに施設が整備されており、今回の変更により自然環境に与える影響はない。	
(2)その影響を軽減させるための措置	—	

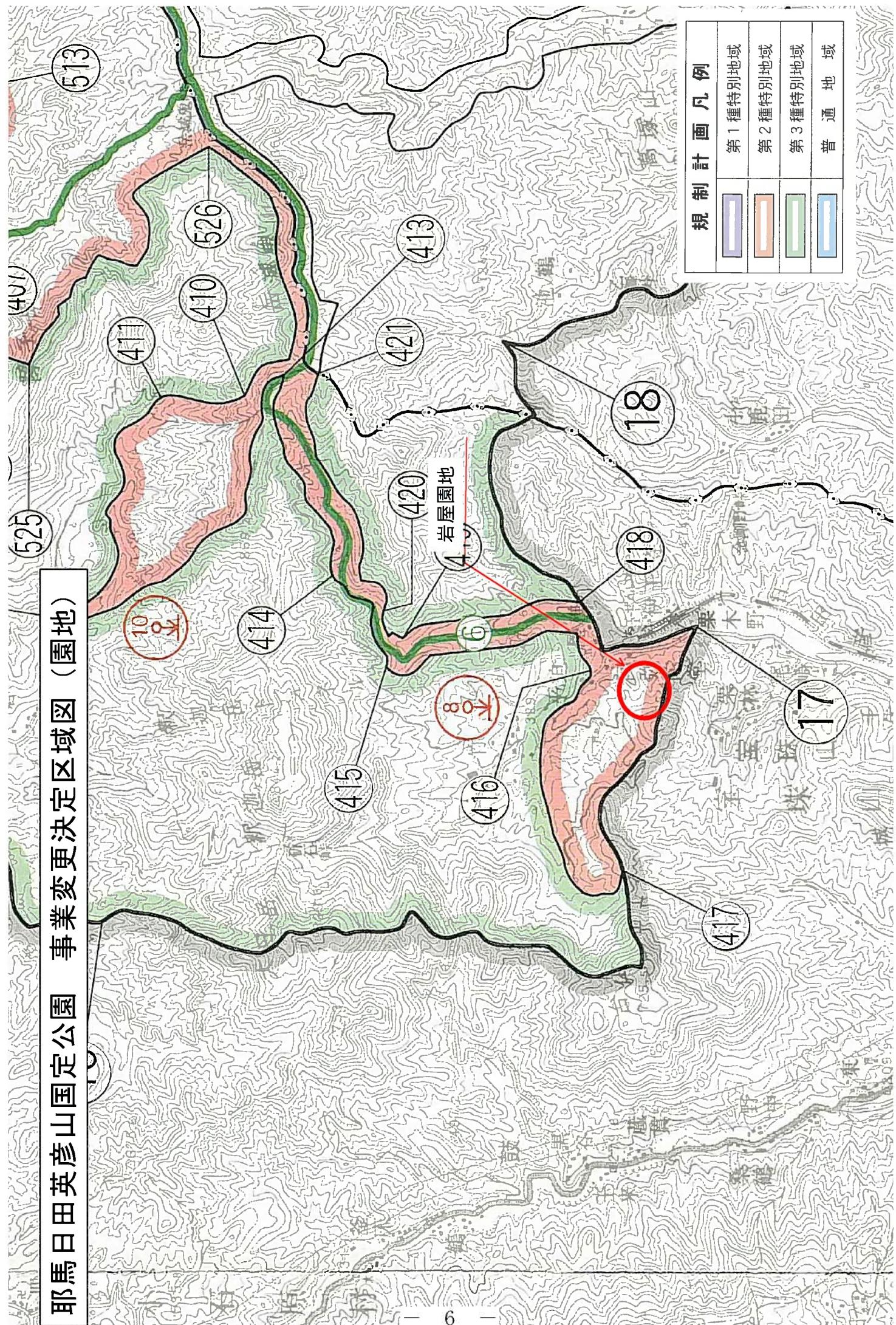
公園事業(岩屋園地)位置図

耶馬日田英彦山国定公園区域図





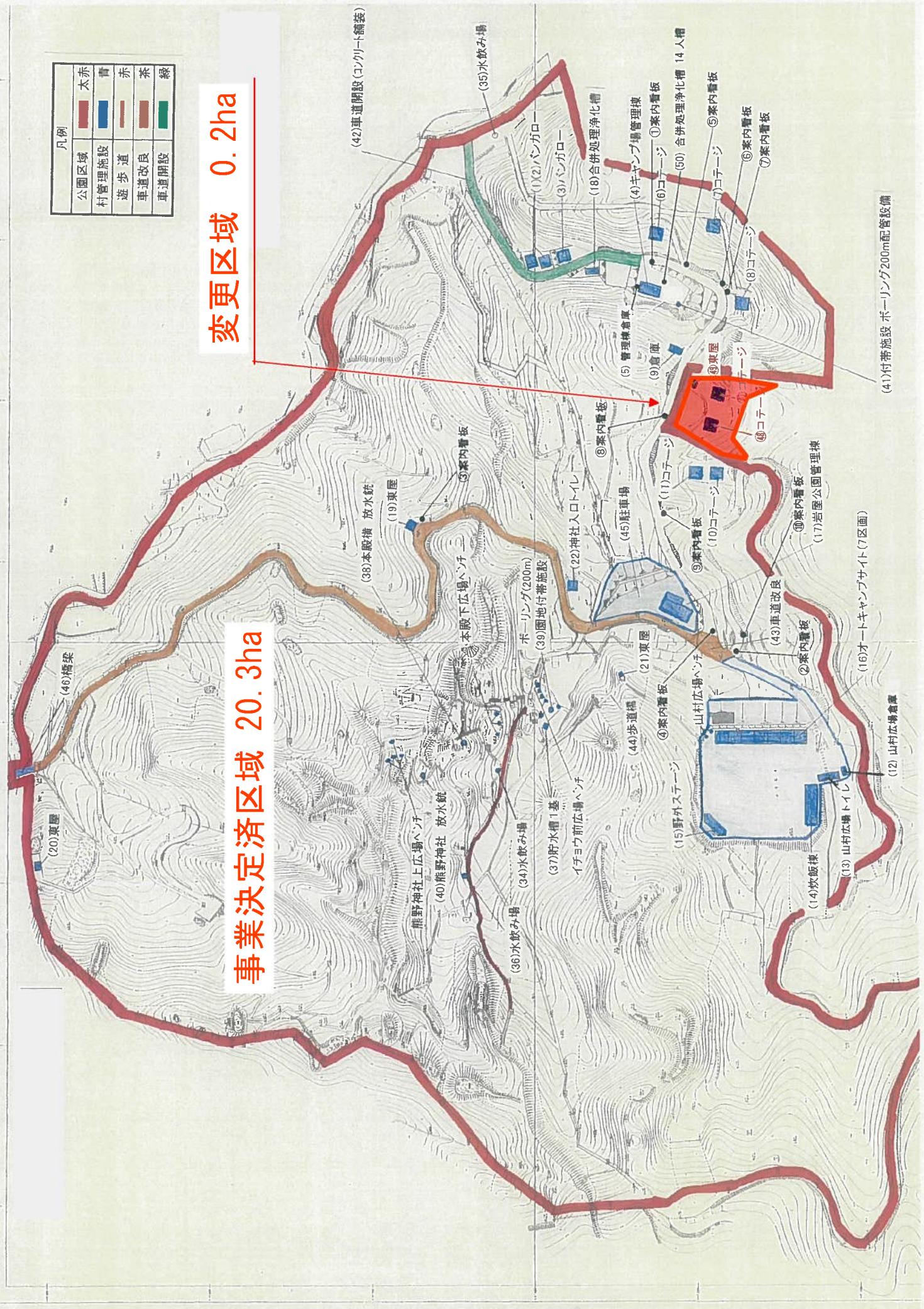
耶馬日田彦山国定公園 事業変更決定区域図（園地）



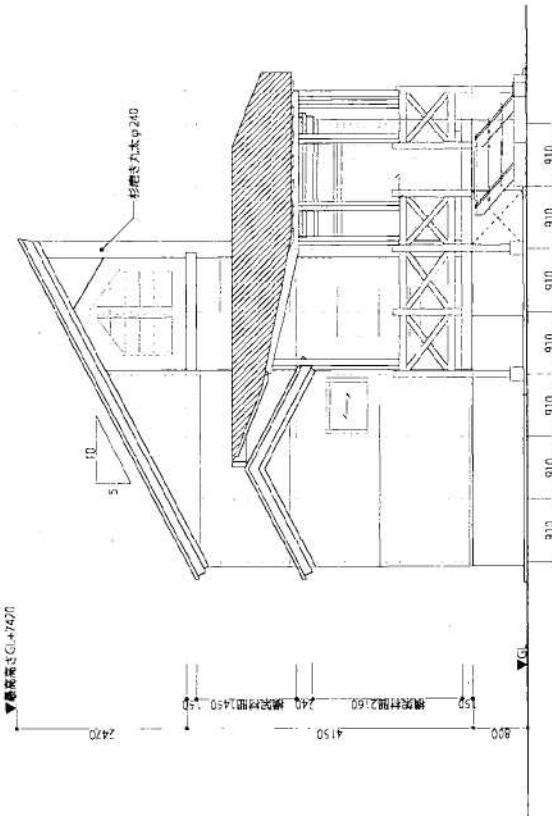
事業決定済区域 20.3ha

変更区域 0.2ha

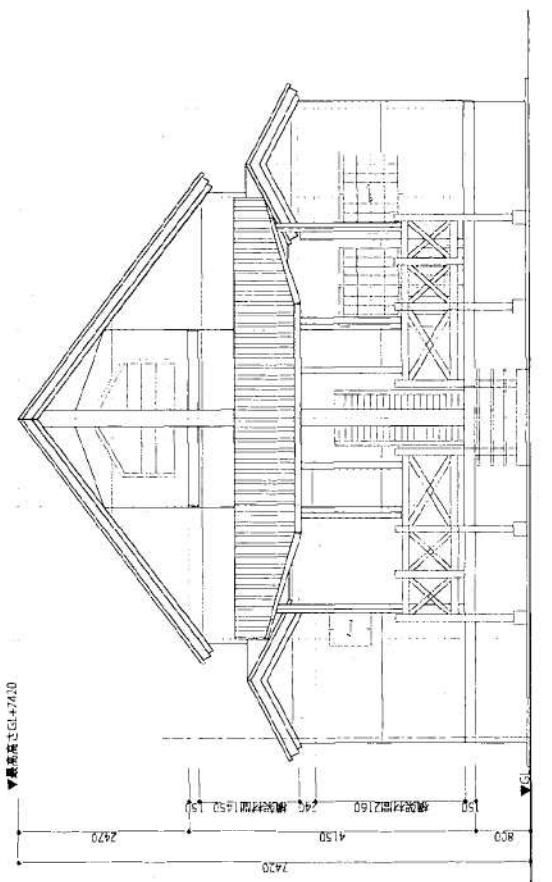
凡例	
公園区域	太赤
村管理施設	青
遊歩道	赤
車道改良	茶
車道開設	緑







東立面図



立面図

